

東アジアにおける互助慣行としての小口金融

—日本と韓国, 中国, 台湾との比較—

恩田 守雄

1. 序

本論文はこれまで調査してきた東アジアの互助慣行のうち(恩田, 2012:2013:2014), 小口金融という再分配的行為を通じた支え合いの社会について述べる。これはモヤイと呼ばれる行為で, モノやヒト, カネをいったん中央に集約して, それらをメンバー間で再分配する。この再配分的行為は提供する内容によって労力モヤイ(ヒト), 物品モヤイ(モノ), 金銭モヤイ(カネ)と三つに分類できる(恩田, 2006:Onda, 2013)。このうち日本では頼母子と呼ばれる金銭モヤイの小口金融を取り上げる。ここで言う小口は1回の出資が小額であることを意味するが, 市中の金融機関に預けるのではなく地域住民の間で一定の金額を出し合い, それをメンバー間で再分配する仕組みをさす。これはアジアだけでなくアフリカなど世界各地で見られる仕組みとされ, 一般に英語ではギアツによる先行研究ではRotating Credit Association (Geertz, 1962), またRotating Savings and Credit Association (ROSCA) と呼ばれ (Bouman, 1983), Associationを複数にしてRotating Savings and Credit Associations (Roscas) と言われている (Besley, Coate and Loury, 1993:1994)。これを日本の地域社会で加入が義務づけられてきたフォーマルな「組」に対して, 任意加入のインフォーマルな「講」という組織から見ると, 日本語では「回転型貯蓄信用講」となるだろう。以下日本の頼母子と比較しながら韓国の契, 中国の合会, 台湾の標會それぞれの特徴を浮き彫りにする。なお本稿では, たとえば村落で牛の購入や井戸の掘削など特定の物品や必要な作業をするために資金を集める行為を含めて小口金融として捉え, 広く再分配的行為の中に位置づけながらその社会的意義について明らかにする^(*)。

表：頼母子と無尽の起源

小口金融 起 源	頼 母 子		無 尽	
	言葉の起源 (言葉の登場)	制度の起源 (仕組みの出現)	言葉の起源 (言葉の登場)	制度の起源 (仕組みの出現)
鎌倉時代 (1185～1333年)	『高野山文書』(1275年) 相互に助け合う行為を含意する「たのもし」(憑支)の記載		幕府の御教書 (1255年) 質屋(土倉)で担保 (利子)を入れた借 入れの記載	
室町時代 (1336) 1338 ～1573年)	『下学集』(1444年, 刊行1617年) 『節用集』(1475年) 『運歩色葉集』(1547～48年)		『建武式目抄』 (1336年) 質屋の貸付金の記載	『香取文書』 (1848年完成) 1387(至徳4)年に 金銭を集める誓約 書の記載
参考文献	池田(1930) 道端(1934)		池田(1930) 道端(1934) 鈴木(1968) 竹内(1984) 1990)	

2. 日本の頼母子

(1) 頼母子と無尽の起源

① 「自生的な社会秩序」としての小口金融

互助慣行における再配分的行為は集約される対象がヒト(労力)やモノ(物品)以外のカネ(金銭)になる場合が金銭モヤイで、日本の村落ではこうした小金を仲間内で集め順番に分け合う行為が多く見られ、現在も行われている(恩田, 2006)。これが頼母子あるいは無尽と言われた小口金融である⁽¹⁾。大正年間では購入する物件の名称をつけた膳講、ふとん講、自転車講などがあった(早川, [1954] 1977, 390頁)。寺頼母子や学校頼母子は寺院や学校の維持強化のためにつくられ必要な資金が調達された。

その起源は鎌倉期に宗教的な講話を聞く場がしだいに「講」として集団化された組織面と、宗教組織が維持管理のために集めたお金を貧者救済に活用した運用面からその成り立ちが指摘されている。後者については寺院とは別に人々の「生活の知恵」として自然発生的に生まれた仕組みが「講」に結びついたとする説もある(池田, 1930, 48頁)。頼母子と無尽の起源を文書の記録に求めることが多いが、庶民は生活防衛の手段として金銭ではなく米や他の農作物でも同じような仕組みを既にもっていたと言える。貨幣経済の浸透が影響するが、突然鎌倉時代や室町時代に頼母子や無尽の小口金融が出現したわけではなく、互助慣行は人間の「生活の知恵」(生活知)から生まれた「自生的な社会秩序」としてその再配分的行為の萌芽は人類の生存とともに見られたと考えられる。この点で頼母子や無尽が外国から伝来したものではないという池田説を支持したい(池田, 1930, 29-30頁)。

一般に頼母子と無尽という呼び名が普及しているが、当初頼母子が文字どおり子が母を頼むように支援者から無償の資金供与を受けた、あるいは逆に発起人として最初に受け取る親が会員である複数の子を頼むという解釈も成り立つのに対して、無尽は金貸しの土蔵という語源からわかるように利子のついた貸し付けを意味した。後年それらは一体的に用いられ、無尽同様利子つきのもも頼母子と呼ばれ、組織名の「講」とともに頼母子講あるいは無尽講と言われるようになる。頼母子については落札して返金する母金に利子をつけることから頼母子になったとも言われている。いずれも後述するように鎌倉あるいは室町に起源をもち近世江戸以降庶民金融として盛んになったと推測される⁽²⁾。やがてそれは救済あるいは共済的な性格から射幸心を煽る利殖の性格を強めていくことになる。

②言葉と制度の起源

頼母子と無尽の起源については諸説あるが、言葉の登場としての起源と仕組みの出現としてのそれとの混乱が見られるので、この言葉と制度両者を区別する必要がある(表:「頼母子と無尽の起源」参照)。始めに古文書の記録に基づいた研究からまとめておきたい。頼母子は憑子、頼子あるいは憑母子という記述からその起源を推測できる。多様な漢字が当てられてきたためひらがなで「たのもし」とすると、この言葉の意味が明確になることもある⁽³⁾。その語源は先にふれたが、「たのむ(頼む)」、「たよになる」ことで「たのむのあし」が靴だったという説もある。この点池田は「相互に頼み合う足」から転訛したと考えた(池田, 1930, 45-46頁)。この場合の「足(料足)」は錢(掛金)を意味する。いずれも相互に助け合う行為を含意していることは間違いない(道端, 1934, 21-24頁)。もっとも頼母子を助成、合力の意味として頼み合うという共済的な意味より助力を求める一方向の救済的な意味に解する考えもある(三浦, 1918)。この多様な当て字のうち憑支は鎌倉時代の『高野山文書』(建治元<1275>年12月)に見られる点は多く指摘されてきた(池田, 1930, 25-26頁)。このため頼母子の起源を言葉の登場がそのまま仕組みをもった制度の出現として捉え鎌倉時代と比定してもよいだろう。その他室町時代の日常語彙約3000語を天地時節など18門に分けて説明した用語集である『下学集』(2巻, 文安元<1444>年成立, 刊行は元和3<1617>年)に見られ、『節用集』(文明6<1475>年成立)の国語辞典や『運歩色葉集』(天文16<1547~1548>)年頃成立、2冊本と3冊本)にも出てくる。

無尽については、この言葉が既に建長7(1255)年の鎌倉幕府の御教書の中に見られる(道端, 1934; 鈴木, 1968: 340-349頁(上); 竹内, [1984] 1990, 39-41頁)。道端によれば当時質屋(土倉)に質物を入れて借りる金を「無尽錢」と言い、無尽とは利子が利子を生む「無尽蔵(財)」の意味とされ、担保を取り貸与することであった(道端, 1934, 14-20頁)。この無尽錢から始まる質屋の貸付金としての記述が足利尊氏が発

布した17条の武家法である『建武式目抄』(延元1〈南朝年号〉=建武3〈北朝年号〉(1336)年発布)にもある。さらに国学者色川三中(1802-55)による香取神宮とその社家の所蔵する文書を鎌倉から江戸まで家別に編集した古文書集である『香取文書』(62巻, 嘉永元〈1848〉年完成)の中に至徳4(1387)年として無盡が出てくることから(『香取分飯司家文書』), すなわち「無盡蔵」の質屋として鎌倉時代に表れた言葉に対して, 小口金融としての無盡の起源を室町時代と推測することができるだろう(池田, 1930, 26-30頁)。

頼母子も無盡も庶民どうしの相互扶助の融資制度だが, 江戸時代以降普及する。頼母子と違って無盡には質屋の貸付金という語源から相互扶助というよりも庶民の金融システムの性格が強いと言えよう。この点は明治以降の営業目的の無盡(営業無盡)や無盡会社, 相互銀行, 普通銀行(第二地方銀行)へと受け継がれる。とりわけ出資したメンバー以外に資金を貸すことで利息を得て分配する行為に近代の銀行業務の原点を見ることができるだろう。特に庶民への拡がりには文字の普及も関係しているように思われる。始めにカタカナが普及し, その後室町時代以降ひらがなが一般に普及する(網野, [1991] 2005)。頼母子も書面に記す必要がないとは言え, 大口のものは何らかの記録を残すことがあるためひらがなを知っておく必要があった。従って頼母子の淵源は鎌倉時代であっても, 庶民への文字の普及に合わせて頼母子が一般化したと考えられる。小口金融としての無盡も同様であろう。以上まとめると, 文献上の言葉の起源(登場)は頼母子も無盡も鎌倉時代と比定されるが, 制度の起源(仕組みの出現)は頼母子が鎌倉, 無盡は室町以降と推測される。

③「講」と頼母子および無盡の関係

『無盡ニ関スル調査』(大蔵大臣官房銀行課, 1915年)によれば, 一般に「講」は室町時代から見られ『室町殿日記』に伊勢講あるいは『嬉遊笑覧』に太太講という記述がある。太太講は伊勢講のことをさす。伊勢講の最も古い記載は『吉田鈴鹿家記』(1430年)ともされる(池田, 1930, 47頁)。神社仏閣への参拝目的で金銭を集めた組織がその後隣保共助のための組織として無情講が登場し, さらにこうした宗教講が経済講として頼母子講や無盡講として金銭それ自体を集める目的で組織化される。

これは先に述べたように「講」という組織に小口金融の仕組みが浸透したと解釈できる(池田, 1930, 47-49頁)。すなわち宗教講から経済講への変化は寺院組織としての「講」が頼母子の小口金融としての仕組みを取り入れたと考えられる。確かに宗教講から派生した経済講として捉えることができるが, これは「講」自体の発展であり, 「講」という組織のあり方と仕組みとしての頼母子や無盡とは区別されなければならない。寺院組織の「講」と頼母子や無盡の仕組みは異なるが, 後世それらが一体化して前者の組織が後者から制度を付与されたと言ってもよいだろう。こうして頼母子講や無盡講とい

う呼び名が一般化していく。

鎌倉末期にはあった救済援助を目的とした態支（怒子，頼支，頼子，頼母子）が「無尽蔵」としての無尽の影響を受けて利息付きのものになり，それが無尽とも言われ区別がなくなるのは室町時代の初期であるとされる。室町期の頼母子契約文書には，既に「親」「掛銭」「講衆」などの言葉が使われている。それは当初住職が親となり檀家を講衆として寺院の修理などの財政援助を行う「講」であったが，後には議員による相互扶助的な組織に変わったと言われる。このように「講」の宗教という他者あるいは自分自身との関係という社会的行為から金銭を求める経済的行為への転化は寺院が信仰だけでなく，もともと教団を維持するという経済的機能の深化によるものと言える（福場，1934）。

④庶民の知恵から発展した金銭モヤイ

宗教講と経済講双方の要素が入った代表的な講がお伊勢参りにお金を集めた伊勢講である。兵庫県の旧加東郡（加東市）では参宮費用を「伊勢講田」という共有田の収入（基本財産）から出した（恩田，2006）。この講田がないところでは積み立てや連帯で借り入れをして費用を捻出し代表者が参拝した（代参）。こうして寺社への参拝のための宗教講からやがて信者の救済という経済講へ変化するにつれ，単に「講」と言うだけで小口金融を意味するようになり，近世以降庶民の間でさらに普及する過程は上述の起源のとおりである。代表的な伊勢講は遠い地域では負担が大きく実際に参拝することは難しいため，旅費の積立てが貯蓄につながったところが少なくないと推測される。壱岐では一回目の掛込金だけを浄罪として神仏に寄進し，二回目以降は講員相互の融通を目的とした「浄罪造成無尽」があった（山口，1935）。特定の個人（団体）名をつけた救済講も多く，この他相互講や共済講，互助講，同志講などという呼び方があり，他特定の物品購入のため家無尽や舟無尽，牛無尽，家財無尽も行われた。

長野県下伊那郡阿智村浪合地区の恩田集落では，家の修理や商売でお金を必要とする人が親となる頼母子講や最初の受取人が決まっていなかった無尽があった（2007年6月聞き取り）。長崎県福江島の旧三井楽町浜ノ畔郷（現五島市）では昭和50年代頃まで見られた30人ほどで一人一万円出す集まりは自営業者中心で運転資金の捻出が目的であった（2008年9月聞き取り）。この他山口県の見島本村地区では漁師の奥さんが頼母子講で生活資金を工面し洋服を購入した（2008年9月聞き取り）。同じ県の周防大島町の沖家室島では戦前船を作るとき頼母子をしたが，最初に受け取る親は無利子で次回以降は入札制だった（2014年9月聞き取り）。

鳥根県旧金城町（現浜田市）では頼母子はかつて車を買うときに行われたが，現在それは親睦目的が中心である（2007年9月聞き取り）。同県旧弥栄村（現浜田市弥栄町）でも頼母子はまだ集落内外で行われているが，助け合いというよりも娯楽の要素が強い

(2009年7月聞き取り)。それでも車検費用の捻出など実質的な支出にも利用されている。長崎県の的山大島ではアタリ（大根坂地区がさらに4つの区域に分かれ集落単位でつくる近隣の組）の人と年2回（4月と11月）宿元で金比羅講があり、6千円出して千円は飲食代として使われ残り5千円を積み立てた（2015年9月聞き取り）。これは必ずしも金刀比羅宮への参拝が目的ではなく大分の日田などに行くことがあった。鹿児島県の下甕島では無利息で行う共済目的の掛銭が行われた（2010年9月聞き取り）。現在も小口金融としての頼母子と無尽は地域社会で言葉とともに、その仕組みが銀行や証券会社などの金融商品とは別に深く静かに人々の生活の中に浸透している。

(2) 相互扶助としての頼母子

① 庶民金融の仕組み—「積金式」と「割引式」

頼母子は発起人として生活困窮者が親となり仲間を募る「親頼母子」と特定の人の救済を目的としない「親無し頼母子」に大別される（恩田，2006）。前者は親が仲間から集めたお金を最初に受け取り、次回以降は入札やくじ引きで受取人を決める。親は返済の全額あるいは一部また支払う利息が免除されることがある。その分飲食の世話をし、会合場所を変える回り宿でなく定宿（引親宿）を親は提供してお礼の気持ちを表した。これを「座料」や「花代」として掛金から差し引くこともあった。既に述べたように頼母子は救済される者が親、救済する者が子と呼ぶのは親子関係としては逆だが、それは村落で皆が家族として親を助けるため子が奮闘する文字通りの「親孝行」であろう。「親無し頼母子」では蓄財目的で入札方式が多いが、くじや話し合いで決めることもあった。くじ引き式では基本的に出資金は固定しているが、入札式ではその都度落札者の提示する額によって異なる。特定の物品購入で誰もが同じ条件で参加するとき、舟無尽や牛無尽などではくじ引きが採用された。くじで当たった人は落札者同様次回からは受け取りをはずれる。掛金は生活困窮者に合わせることもあれば、標準的な生活水準が目安になった。もちろん多額の射幸心をあおる掛金も少なくない。

地域によって異なる入札の仕組みは「積金式」と「割引式」に大別される（恩田，2006）。前者は一定の掛金に利子分を上乗せして払うやり方（掛戻〈支払〉金額の入札）で、後者は掛金よりも少なく受け取り定額の掛金を払う方式（受取金額の入札）である。「積金式」の場合落札者が一定の利息を上乗せして払い続けるが、他の会員はその都度利息分を除いた所定の金額（掛金）を払う。「割引式」は落札者が当初の金額より少ない受け取りを希望し規定額（掛金）を払い続けるが、他の会員はその都度落札された規定額より少ない金額を払う。このため後に受け取る人ほど利息分あるいは割引分が得になり、一番最後に受け取る人が一番得をする⁽⁴⁾。対馬の西泊の講は10年ほど前まで5千円や1万円出して10人から15人くらいで毎月行っていたが、必要な人から受け取りその後は入札やくじ引きをした（2012年3月聞き取り）。長崎県生月島では30人で

一人一万円を出して頼母子講をしたが、たとえば25万円で誰か一人が落とすと、残り5万円を29人で分けた(2015年9月聞き取り)。これを講金と言ったが、「割引式」の一種と言えるだろう。こうした取り決めは慣習上の申し合わせで明文化されたものは少ないが、受取金額が大きいと連帯保証人や担保を求め証文を残すことがあった⁽⁵⁾。

八丈島では無尽と言ひ、黄八丈の絹糸を買うのにまた染め職人に払う染賃のためにする人がいた(2012年3月聞き取り)。檜立地区では婦人会が交流や親睦目的で地域ごとに行っている。三宅島でも無尽があり、1980年代の噴火の前までは10人くらいで最高1万円出して競り落としていたが、島外に避難して地域のつながりが薄くなるとしだいに少なくなった(2015年8月聞き取り)。一般に救済や共済目的の金銭モヤイは農民間で、貯蓄志向のそれは商人間で多く見られた。金銭モヤイの入札はより多く利息を払うかより少なく受け取るかの違いはあっても、対等な社会関係に基づき順番に受け取る機会均等の仕組みは共通する。

②信頼関係に基づく互助ネットワーク

頼母子は支払いが確実な仲間の信頼関係が基本にあることは言うまでもない⁽⁶⁾。鳥根県出雲市大社町の日御碕を始め山陰地方ではシギ(志儀, 思儀)と言ったが、これは文字どおり志ある者が集まり必要なお金を工面する儀式的の意味が含まれている。カシラシギと言ひ家格の高い家だけが行う頼母子講もあった。隠岐諸島の知夫里島ではこの種のシギは今では行われていない(2014年8月聞き取り)。この他シコウとも呼ばれたが、これは不慮の失敗をしたときの経済的な救済目的でつくられた(馬庭, 1949, 15-17頁)。こうした講親の救済目的から離れて特定のモノを購入する親なしシギや融通講が生まれ、畳志儀や布団講、牛モヤイが普及するが、これらの中には米シギや麦講のように金銭ではなく物品を供出するものもあった。鳥根半島の旧平田市三津町(現出雲市)では札を入れて落札者を決めることを買銭^{かいせん}と言ひ、畳屋が顧客に畳を購入してもらうため率先して呼びかける畳志儀もあった。長崎県対馬市の豊玉町や上五島町有川でも10人くらいで集まり頼母子が行われ生活を支え合った。豊^{とよ}地区ではコウカケと言って家を建てる時講をしたが、その家主が宿番となり食事のもてなしをした。農村部では現在ほとんど行われていない(2012年3月聞き取り)。

この他近代以降農村では「講」で田畑を購入したり、子供の学費に充当するなど生活費をまかなった。しだいに射幸心をあおる金銭モヤイが多くなると、掛捨無尽や取除無尽など落札者が掛金全額を持ち逃げする事態も起きる。沖縄では「模合」と漢字で書くことがあり、多くの人はモアイ(モエイ)と言っている。労力モヤイや物品モヤイは近代化の過程で急速に衰退するが、「モアイ社会」と言われる沖縄では今なお金銭モヤイが健在である。沖縄本島では、お母さんが子供の小学校入学でランドセルや勉強機を買うためモアイを始める。沖縄本島に近い渡嘉敷島の阿波連地区では、家のリフォームや

入院など必要な資金を得るため利息は定額でくじ引きでモアイを行っている（2010年4月聞き取り）。石垣島でもモアイが多い。貯蓄型モヤイは金銭を運用する利殖目的が中心で、できるだけ掛金を多くして受け取りを後にすることでその分利息を稼ぐことに力点が置かれる。このため一人で複数のモアイに参加する者もいる。特に沖縄では射幸心が刺激され本土に持ち逃げする「モアイ崩れ」も少なくない。

この持ち逃げという債務不履行（デフォルト）に対しては発起人が責任をもつとは言え、一度でも信頼関係が崩れるとその修復は難しく島内生活ができないため、人間関係がより密な小さな島ほどモアイは少ない。野菜や魚のお裾分けが当たり前の島では社会関係がそれだけ濃密なためモアイの必要性がない、あるいは金銭問題を回避する傾向があると言えよう。鳩間島では沖縄本島に行って初めてモアイの存在を知った人がいた（2010年4月聞き取り）。島の中ではやらないあるいはできないため豚の購入や家の修繕、子供の教育費を得る目的で島外の仲間と電話でモアイに参加し、石垣島や沖縄本島の親戚にお金を送る人もいる。黒島では入札が射幸心をあおると考え、モアイの利息は定額で受け取りもくじ引きや相談で決めた（2010年4月聞き取り）。与那国島では島を離れる高校生の入学金や授業料のためにする人もいるが、選挙資金捻出のためモアイが行われたことがあり、汚れた資金というイメージも少なくない（2010年4月聞き取り）。

3. 韓国の契、中国の合会、台湾の標會

(1) 韓国の契

①朝鮮の契

朝鮮人による体系的な調査は朝鮮総督府の囑託であった李覚鍾が契（ケ、ケ）の種類（公共事業、扶助、産業、娯楽、金融）、契の機関（契長〈契の代表〉、有司〈契の実務代表〉、掌財および書記〈現金出納や文書管理の担当者〉）、契の財産、契の解散について調べた『契に関する調査』（朝鮮民政資料）が最初とされる（李、1923）。契の起源が高麗朝末期以来の地租以外に臨時で戸布という税を求めそれが軍事上の必要性からも要求されたため、農民が不足の事態に備えてある程度の蓄えをした軍布契という組織から始まったとされる。これが何らかの有事に備える組織として、李朝になると洞里的公共事業の洞里契、書道経営の学契、婚儀や葬儀の婚喪契、農事の農契に加え、金融の殖利契などに拡がった。「契と云うは古来部落に於て同志談契合して相互扶助の精神に基いて組織する一種の團體の事である」（同上、1頁）とされ、「一種の組合契約に基いて一定の財産を以て利殖を為し、以て地方公益又は契員の親和公益を圖ることを目的とする團體である」（同上、3頁）。庶民の生活の中から生まれた「生活の知恵」の産物であったと言える⁽⁷⁾。

日本人では同じく朝鮮総督府の囑託であった善生永助が先の李の調査を踏まえ契の性

質、分布、組織、現状、取り締まりについてまとめた『朝鮮の契』（調査資料第17輯）を嚆矢とする（善生、1926）。契は「同一目的の下に一定の規約を設けて組合を作り、互いに多少の金品を拠出して資本と為し、或は経済上の福利を増進し、或は社会共同の利益を計る」目的をもつ（同上、1頁）。その目的の中に金融物品の融通がある（同上：1933, 590-607頁）。契の出資が必ずしも金銭だけでなく、穀類（モノ）もまた労力（ヒト）もあった点はモヤイ（再分配的行為）の性格を有していることがわかる。利殖を目的とする金融契（ドォンケ）の場合契員がすべて受け取ると解散するが、公共や共済、娯楽目的の契は存立期間を決めないことが多い。契の役員を面長にするなど規約を設けたが、それは日本の無尽講やそれに類似する講会のような金銭契の射幸心をあおる組織の取り締まりと喪契や助婚契のような葬儀や婚儀の出資金と拠出金を定めたものだった（同上、182-194頁）。

1943（昭和18）年朝鮮総督府発行の『調査月報』に執筆した鈴木は戦後当時の資料を持ち帰りまとめた論文で、朝鮮の契が日本の講に類似している点を指摘した（鈴木、1958）。鈴木は李や善生同様朝鮮総督府の調査で公共事業、扶助、金銭、産業、娯楽の目的別に洞契、宗契、婚葬契、金融契、殖産契、娯楽契などに分類している（同上、[1943] 1973）。金融契には直接資金を運用するものと特定の物品購入のためのものがある。前者の共同出資による利殖目的の取引契は日本の親なし頼母子に相当するが、一般に金融契は集めた資金を契員に低利で融資するか契員外に高利で融資してその利子を契員で分配する。後者は日本の豊頼母子や自転車講のようにその物品購入のために資金を集めるもので、平等に出資して牛一頭分の資金をつくり購入した後抽選で契員に与え、全契員に牛が行き渡るまで続く牛契などがある⁽⁸⁾。鈴木によると、日本のように特定の困窮者を救済する契は朝鮮では少なく、契員相互の扶助を目的とするものが多い（同上、62-63頁）。

②現代韓国の契

〈朝鮮半島〉

独立後の韓国、1970年代の契については伊藤の調査が詳しい（伊藤、1977a : b ; 2013）。契は一定の財産を運用しメンバーの親睦をはかることを目的につくられたという一般的な定義を紹介しながら、伊藤もまた鈴木同様日本の講に当たる見解を踏襲している⁽⁹⁾。特に契の組織原理として平等と互惠の原則を強調している（同上、2013, 334頁）。目的がもっぱら貯蓄にある貯蓄契は契員が穀物など一定額を出資し順番に受け取り換金する（同上、1977b）。しかし受給の順番と出資額があらかじめ決められている点は日本の頼母子や無尽の入札制とは異なる。また毎月ではなく年単位の出資もある。貯蓄契には特定の出資目的を想定しないで、契員の共済のため計画的に受け取りの順番と出資額を決める。これに対して注目したいのは毎年一定額を出資し共有田（契田）を購

入して、共同耕作や小作料で収入を得て資金を分配する契である。これは日本のモヤイ田の仕組みに類似する（恩田，2006）。

現代の契は将来の出費に備えた積み立ての契と利息目的の契に大別される。多く見られるのは前者では親睦契（チンモッケ）など、後者では金融契（ドオンケ、トンケ）が代表的なものである。しかし釜山のような都市部では隣近所や同窓会、アパートの住人、職場で行われ、その多くが利殖目的で利息が2割のときもあった（2006年9月聞き取り）。商店街では金額が大きく投資目的で行われることが少なくない。結婚式のとき友達どうしでお金を集めるときも契を利用する。ソウルでもたとえば若い人がペンションで泊まるため毎月契でお金を集めるが、仲間で不幸があるとそこから弔慰金を出すこともある。高校生でもわずかな金額を出して服やバックを契で買うが、これらは利息とは無縁の積み立ての性格をもつ（2008年5月聞き取り）。地方では慶尚北道慶州市の江東面仁洞里良洞村道の80代の女性によると、両班や畑を持っている人が中心に契を行っていたが自分たちはしなかった（2014年9月聞き取り）。生活に余裕がないとできないことがわかる。さらに持ち逃げにより信頼関係がなくなるとその継続は難しい。全体として契が行われなくなったのは人間関係がそれだけ希薄になってきたことを示している。

農村部ではセマウル運動で契が衰退したとされるが、標準的な生活が満たされた後で娯楽や遊び中心の都市の契と異なり、生活に密着した相互扶助の契から計画的な出費や突発的な支出に備えた共済型の契が主流である。慶尚南道河東郡青岩面黒犬溪里青鶴洞の90代の男性によれば、新しく村に来た人のために村全体で契を行い食事を提供した（2014年9月聞き取り）。生活に困っている人がいれば、米や麦をあげて手助けすることがあった。読み書きは書堂で学んだと言う。農協がしだいに共助の補完や代替をするあるいは都会に出た息子が田舎に送金するなど生活が向上するとともに金融契は衰退する。釜山のような大都市では総じて困窮者を助ける救済型ではなく、生活を維持する共済型の親睦目的が増えている。

全羅南道内陸部の海南郡玉泉面では1950年代頃は米で契を行ったが、今は契自体行われていない（2011年9月聞き取り）。結婚式や病気、けがをしたときなど、金属の金を集めて契をすることがあった。銀行の金利が高いときはそこで運用するが、低いと金属の契が有利で利用された。しかしこの種の契もなくなり、親睦契は親戚以外に同窓生や同年齢で結婚式など特別な日のために行われた。家族が亡くなったとき世話をする契もあったが今はない。それでもこの玉泉面の永信里では冠婚葬祭のときは生活上のつながりが強いと言う。順天市楽安面の東内里（楽安邑城）では、米を預けて生活困窮者が最初に受け取る契があったが、今はお金を銀行に預けて運用している（2012年3月聞き取り）。都市に近い内陸部の農村では島嶼地域以上に互助慣行の衰退が早く、また極端に貧しい場合契は行われていない。

〈島嶼地域〉

島嶼地域では他の地域同様時代の趨勢や生活様式の変化で契が変わりつつある（恩田，2012）。筆者が聞き取りをした珍島の細方里^{セパン}では、金銭を集めて順番に受け取る契の他に、子供の誕生や結婚式、親の60歳や70歳という節目の祝い金に備え親戚とする親睦契（チンモッケ）、また親が亡くなったときに手伝う喪契（ハウサンケ）があった（2011年9月）。特に後者は親と同居していないため都市で金銭を集めることが多い。持ち逃げが少なくないため金額が大きいと担保として家を預けることもあった。珍島の金融契は落札方式で最初に受け取る人が多く払い、最後に受け取る人が少なく払う⁽¹⁰⁾。これを落札契（ナクチャルケ）と言っている。持ち逃げする者も多くなり今はほとんど行われていない。むしろ銀行などの金融機関に預けて運用する人が多い。しかし冠婚葬祭に関わる契だけは行われている⁽¹¹⁾。喪契もしだいに慣行が薄れ、やがてなくなると思われている。同島の義新面では金融契は現在行われていない（2012年3月聞き取り）。葬式の喪布契（サンドッケ）もあったが、亡くなった病院で業者が葬儀の手はずを整える。それでも仲間内で手助けすることはある。旅行のために積み立てる旅行契（ヨヘンケ）は今もされている。珍島は現在架橋により都市化されているため互助慣行の消滅もそれだけ早いと言えよう。

新安郡のアワビがよく採れる黒山島ビ里では、親が亡くなったとき村民が集まってお墓を掘り料理の世話を手伝う喪布契がある。生活に一番困っている人が最初に受け取る親睦契（チンモッケ）もあり、この他旅行契もある。黒山島郷土研究保存会の職員によると、喪布契は韓国の伝統的な文化の中で全域的に行われてきた（2012年3月聞き取り）。この他アワビなどの海産物を必要する人が集まり、高い値をつけた人がせり落とす落札契もあったが今はない。最初に受け取る人は少なく最後にもらう人が最も利益を得る金融契のセマウルケは今も行われている（同上聞き取り）。さらに貴金属の金だけを集めて落としていく指輪契（バンジケ）もある。同島の60代の女性は、葬式のときの喪布契があるくらいで、貴金属の指輪契、金融契も、旅行契もなくなったのは銀行の利回りがいいためと言う。同郡の都草島ではお金を出す金融契はないが、米を出し合う穀物契（コンブルケ）があり今も続いている（同上聞き取り）。これは農民がする契で、最後に受け取る人が一番多く米を手に入れる仕組みで日本の物品モヤイにあたる。葬式のときの喪布契もある。莞島郡生日面徳牛里の徳牛島では金融契はなく、旅行契も今は少ない。しかし葬式の契だけは残り必要なお金や米を出し、棺をかつぐのに13人ほどの労働力が必要でお互い協力している（同上聞き取り）。

同じ新安郡の荷衣島^{ハウイド}の60代の元婦人会会長によると、金融契の一種として春にニンニクやタマネギを秋は米を売った後に行う春秋契（チュンチュウケ）が島の南のほうで見られる（2012年8月聞き取り）。同じ郡の飛禽島の面邑洞道の80代の男性が言うには、一世帯米を20キロ持ち寄り結婚式や学校の費用に充当した（2014年9月聞き取り）。し

かし1970年代80年代頃からはお金を出すようになった。10代20代の若い人も「希望契」などと名称をつけて毎月いくらか出してくじで最初の受取人を決めた後は、その人が利息相当分として10%ずつ払う仕組みもある。結婚式のような多額の費用を必要とするときは年単位で多くお金を集めている。なお60年代には大洞契があった。これは新年の始めに1回開かれのろしをあげて知らせる大きな集まりで、同じ徳山里の70代の里長によると、大洞契は村の行政事務の協議機関として位置づけられてきた。このように契が単に組織名として用いられることもあった。この他最近まであった土葬の段取りなどを話し合う喪布契では、大洞契が4つの村組に分かれて葬儀の手助けをした。金契は利息目的で少額を出すもの、あるいは米を抛出するナラック契などもある。より射幸心を煽ぐものとして多額のお金を出して10人以上の入札制とする落札契がある（同上聞き取り）⁽¹²⁾。

莞島郡の青山島のグォンドク里的80代元里長によると、のりやワカメなどを祭祀のとき抛出した大同契（デドォケ）があり、1年に1回村への居住を審査する集まりでもある（2014年9月聞き取り）⁽¹³⁾。葬儀の行列に参列する運葬契（ウンサンケ）もある。貧しい人には村が少しずつお金を出し、また水産物の収穫もそれなりにあるので落札契はない。同じ青山島新豊里の80代男性の話では、4、5人から10人くらいまでのグループ単位で契をして旅行に行くことがあったが今はしていない。また巫女の祈りのとき集めた賛助金を村のために使うことがあった。

高興郡の外羅老島（蓬萊面新錦里）の60代男性によると、女性がお金を集めてする指輪契があり、くじ引きで指輪の受け取りを決めている。漁閑期の1月から2月になると専業漁師たちが旅行に出かけるが、これは貯金した旅費が元手になっている。同じ島の70代元里長の話では、旅行のために積み立てる観光契（カンカンケ）で仲間と都市に行ったりする。また葬儀に備えた運葬契もあったが、今は都市でするためなくなった（同上聞き取り）。

全羅南道の麗水市華井面の沙島では契をしようとしたこともあったが、皆で相談してやらないことにした（2011年9月聞き取り）。これは人間関係が壊れることがあるため、島嶼地域でも人口が少ないところほど小口金融が行われていないのは日本の沖縄先島諸島と同じである。麗水近郊の突山邑ユンソン里ソウル村の70代の男性によると、村の信頼できる20人くらいで20ヶ月かけて金融契をしたが、持ち逃げする者が出てくると、また銀行の利回りがよくなるとしだいになくなった。これは30年くらい前の話で今は銀行に預けている（2012年3月聞き取り）。麗水市南面の金鰲島^{クモド}は24の里（行政村）から構成されるが、60代の男性がいるユソン里は5つの自然村から成り、一番小さい25世帯の村が貧しいときタノモシをしていたと言う（2012年8月聞き取り）。日本の頼母子という言葉が使われている点は興味深い。麗水市の白也島（華井面白也里）の90代の元里長によれば、かつて親睦契があり不幸のときや困っている人を支援したが、金銭契はな

い（2014年9月聞き取り）。

済州島では金融契をファンダンケと言い現在は行われていないが、20年くらい前まではあったことを聞いた（2007年8月聞き取り）。それでも船や別荘を買うためにする契がまだ少しあり、女性が美容のときする契もある。金寧里では、飲食して親交を深める親睦契と積み立てをする旅行契がまだ残っているが、銀行預金が多くなった（2012年3月聞き取り）。60代の海女によると、海女だけで金融契や旅行契をしたこともあったが、最近はしていない。このように何らかの契が現在も韓国では盛んに行われている。

(2) 中国の合会

①中華人民共和国成立以前の小口金融

日本の頼母子や無尽という金銭モヤイに相当するものに中国では「合会」（hé huì, ホーアホウイ）があり、多様な呼び方がされてきた（恩田，2013）。福武によれば、経済的な支援の仕組みは江南農村では銭会（チェンフェイ〈ホウイ〉）と言われ、地方によって講会（ジャンフェイ〈ジャーノホウイ〉）、銭社（チェンシュ〈ショーア〉）、また単に「会」とも「社」とも言われた（同上，[1946] 1976，136頁）⁽¹⁴⁾。江南農村では金銭上の支援として銭会があり、都市の貯蓄目的に対して農村では互助的性格が強い。この銭会には金銭の必要度に応じて受け取る順番を決め、その受取人が他の会員である会友に饗応する認会、受け取りを入札（投票）で決める貯蓄あるいは投機色が強い標会、最初の受取人である会主を決めた後はサイコロで決める揺会がある（福武，[1946] 1976，136-139頁）。日本の頼母子や無尽同様必要度の高い人が親として最初に受け取り、その後は入札あるいは始めから入札で決める場合、くじで決めるなど様々なやり方があった（恩田，2006）。『支那満州民事慣習調査報告（中）』によれば、急に必要となった金銭を会首となり仲間を募る山東省の齊遙会をあげている。地域によっては歴城縣を始め各県で行われ、抜会、請遙社、積金会、協済会、雲遊会、幫会、請銭会、銀銭会、揺銭会などと呼ばれている（清水・張，1944，54-55頁；72-73頁；110頁；251-252頁；501頁）。山西省の黎城・昔陽両県の請銭会ではより多く利息を払う者が落札する仕組みである。安徽省の天長県では七賢会と言い、会首を除いた7人で出金して順に受け取る（同上，213-214頁）。陝西省の葭県では利息が固定している請会もある（同上，494頁）。同省の華陰県では祀神の時期に金銭を集める画（畫）会がある（同上，499-500頁）。日本と異なり会期が長く必要とする農民が多くなると、半期に一回収穫時に米を抛出すとそれだけ長い返済や順番待ちに耐えきれない者も出てくる。こうして江南農村では既に満州事変以前から衰退してきたとされる。なお公的な金銭支援として生産合作社に対して公的な信用合作社が民国10（1921）年頃から活動したが、18年には正式に農村の経済的疲弊を救済するため組織化された（福武，[1946] 1976，140-141頁）。実際にはその対象が中農以上の社員にとどまり、金銭面での救済活動の成果はあがらず停滞した。

山東省歴城県冷水溝荘（『中国農村慣行調査』第4巻村落篇）では、銭会が結婚や葬式費用また農具や家畜、肥料のために行われている。これには亡社会と喜社会があり、前者は老人の棺桶用の費用、後者は子供の結婚式に備えた金銭の積立てで、全社員が資金をもらうと解散する。河北省昌黎県侯華營（『中国農村慣行調査』第5巻村落篇）では「香火会」があり、寺への参拝に備え金銭を出し合い抽選で当たった者の家で馳走を受ける。『満鉄調査月報』（1933）の「大泉眼部落調査報告」（第13巻第12号）によると、井戸の使用について20戸131人が個人所有の井戸を共用するが、この維持管理はイドサラエや家畜飲料の水槽の修理として使用者が毎年1回各人金銭を出し合って行く。多いときは1元少ないときは2、3角くらいの支出負担になった。なお水田開発で移住した同部落の朝鮮人5戸25名が相互扶助のため「大泉眼農務契」という組織をつくっている。これは朝鮮の伝統的な契であり（恩田，2012）、朝鮮人戸主に限定した契員は毎年年初一斗および金10銭を出資し、3人一組の連帯責任を負う契員に対して低利で貸し付ける仕組みである。相互福利のため農耕地の借り入れの斡旋や農耕用品、日用品の共同購入も行う。このように出身地域の互助慣行が移住先でも行われていることがわかる。河北省順義県沙井村（『中国農村慣行調査』第1巻村落篇）では、少額のお金を村民相互で貸借するとき「浮摘」と言い、これは期間が短く無利子である。期間が長く紹介人がつくときは「借錢」が使われている。

特定の物品を購入するための會や社も多い。『支那満州民事慣習調査報告（中）』には会員の集めた資金を運用して利息を得て線香やろうそくなどを購入する山東省荷澤県などの油蠟年貨会などがある（鈴木・張，1944，57頁）。物品モアイとしては豚や牛もあるが、親牛を貸して生まれた子牛で利息分として返済する。牛の共同所有では田畑によって株数を決めて出資して購入する（同上，207-208頁）。特定の物品購入や井戸の掘削で必要な共同作業をするために金銭を集めた組織は唐の時代から見られた。こうした組織以外に、清水によれば明・清の時代には既にあった金銭収受の使徒が限定されない互助合作もある（清水，1951，487-518頁）。その名称は先に述べたように銀会、糾会、集賢会、積金会、協済会、雲遊会、請会、領会、打会、約会など多様な名称をもっていた（同上，490頁）⁽¹⁵⁾。これらの組織は一人の会首（発起人）と10人から30人程度の会員から構成される。上述した福武同様、清水も会金の取得方法によって三つに大別している。輪会は利息分を含めた受け取り金額と順番があらかじめ決められている（同上，502-513頁）。搖会は最初の受取人である会首を除いてサイコロで受け取る順番を決める。これには受取人が元の会金に利息をつけて払い続ける「堆積会」と会金よりも少ない金額を受け取ることで利息を払う「縮金会」がある。これは日本の「積金式」と「割引式」の一種と言えよう。標会は会首を除いて入札（投票）で決める方式である。

②現代中国の小口金融

〈農村の合会〉

黒竜江省の齊齊哈爾市富裕県塔哈郷大高粱村では毛沢東時代に利息がつかないものがあったが、現在「合会」はないと言う（2009年3月聞き取り）。吉林省の榆樹市環城郷福安村福安屯の80代の男性によれば、困っている人がいれば必要に応じてお金を出すことはあるが、合会はこの地域ではない（2012年9月聞き取り）。華南では遠くに出稼ぎに行く人も多いが、この東北部ではあまり遠いところには行かない。ロシアに野菜作りで春出て行く人もいるが、秋には戻ってくる。こうした出稼ぎなどで生活資金を得ることができるので、合会のようなものはしない。同省の徳恵市迎新村一社でも、都市の企業や市役所、学校でする金銭を積み立てる互助的な組織は見られない。

福建省の沙埔鎮坑北村下海の70代の男性によると、1970年代頃合会があったが、持ち逃げが多くなりなくなった（2012年9月聞き取り）。今は麦や野菜、ピーナッツなど作物の収穫があり生活が豊かになっているため、この種の小口金融は少ない。上海市近郊の青浦区陳東村では、お金を借りることはあっても合会のような仕組みはない（2012年9月聞き取り）。同市近郊海口鎮前村村の60代女性の話ではお金ではなく米を出してすることがあった。これは食料が足りないときで、もう40年くらい前の話である。当時生活に困っているとお互いに米でしたが、今は国が救済することだと考え個人間ですることは少ない。

もともと中国の村落共同体をめぐり福武説が全体として村落の共同性よりも分離性、すなわち共同体の性格が消極的にしか認められないという主張（福武，[1946] 1976）を始め、その存在について議論がされてきた（恩田，2013）。清水は清朝以前の資料を駆使して村落地縁共同体として結合と分離という二面性を指摘している（清水，1951，643-659頁）。筆者は中国の村落が結合しつつ分離しているという清水説を支持したい。それは「自生的な社会秩序」という点で結合（相互援助の奉仕性の原理）と同時に分離（私的な合理性を求める受用性の原理）両者をもともと内包していることを示している。特に農村では合理性の最たる小口金融でも、メンバー間の援助や友好の交換という側面をもっている点に留意したい。

〈都市の合会〉

1970年代末の改革開放以降、しだいに社会主義の公助以外の共助がしだいに見られるようになる。ただ商品経済が著しい発展を遂げるにつれ、合会は経済合理性の強い性格を帯び、しだいに互助的な性格から変わる。その中心が都市の合会であった。地域によって異なるが、合会のメンバーは地縁や血縁が中心で10人から50人くらいで行う、婚礼や葬式、学費、家の建築、生産手段などの資金を集めるため一定の期日に集まり、一人ずつ順番に受け取る。これは恒常的な組織ではなく、最後のメンバーの受け取りが終わると解散する。庶民および零細企業向けの金融機関が未整備であるため（陳，2004）、

合会がより事業資金の捻出という性格をもち始めている。この合会の中で特に投機色の強いものが既に述べた標会で、日本同様「積金式」の「標進」と「割引式」の「標退」という二つに大別される。

筆者が聞き取りをした地域では標会は少なかった。標会は開催月が1回の「月標」、毎日ある「日標」、さらに時間ごとにある「時標」がある（波平，2006）。落札者が支払えない破綻（倒会）も少なくない。一般の主婦も射幸心を刺激され、破綻に巻き込まれることもある。標会の出資者である会脚の債務不履行を肩代わりする会頭が高利で貸すと、それだけリスクが大きくなり倒会になる。特にメンバーの会脚間の信頼関係よりも会頭と会脚の信頼関係で成り立っているという。この点は日本の安定した互助ネットワークとは異なり、メンバー間の関係が希薄でその分特定多数のネットワークの拡がり大きいものの、それだけ信頼と安定に欠けることになる。

聞き取りは限られた地域であったが、東北部の農村ではこうした小口金融は少ない。共助よりもそれだけ公助が行き届いていると言えるだろう。その一方で福建省を始め、浙江省や江蘇省、広東省など南部では多いとされるが、その地域からの移住者がいる分台湾でも小口金融が多いと言えるだろう。浙江省の温州式の標会では入札金額（入札金利の「標息」）が給付済の者が定額掛金にプラスして掛金として支払うのに対し、福建省の福清式の標会では入札金額（入札掛金割引額の「標金」）は未給付者が当回の給付者に支払う定額掛金から割引かれる方式である（陳，2004）。これは前者が「積金式」で後者が「割引式」に他ならない。このような小口金融はかつての農村では濃密な社会関係から受取金額を事前に決めた互助的動機に基づくのに対して（Smith, 1899, pp.152-160）、都市では射幸心を刺激する入札で受取金額が異なる経済的動機が強い。台湾はこの点資本主義的な発展を遂げてきたという点でも標会が普及している⁽¹⁶⁾。

(3) 台湾の標會

①台湾人

〈台湾本島〉

（植民地期台湾の共益慣行）

日本の植民地統治から臨時台湾旧慣調査会が行った『報告書』には小口金融の記載はほとんどないが、ここでは金銭に関わる共益慣行についてふれておきたい。身寄りのない死者の埋葬地として寄付された「義塚」に敷設した「義塚田」では、田業による収益を管理費用に充当した家屋を併設して医療施設にした（臨時台湾旧慣調査会編，1903，459-461頁）。この他同族が子弟のために書田を提供し、その土地から得た収益を勉学や学位取得の費用に充当する慣行もあった（臨時台湾旧慣調査会編，1906，518-520頁）。また住民間でお米や現金などで葬儀費用を支援する「父母會」の記述がある（臨時台湾旧慣調査会編，1907，284頁〈上巻〉）。

(現代台湾の小口金融)

中国大陸の福建省と広東省は既に述べたようにもともと小口金融の盛んなところとして知られるが、この地方出身者の移住により台湾にもその移入がされたと言える(恩田, 2014)。台南市歸仁區民生の60代の男性によれば、「互助會」(フウジェイフェイ)と言って毎月1回集まり5千元出して20人ぐらいで友達や隣近所、親戚でする(2013年9月聞き取り)。弔事や慶事に備えるというよりも利殖目的の金銭モヤイが中心で、共済目的のものは少ない。お金が別に入用のときは親戚から必要な額を借りる。台東県海端鄉利稻村の30代の男性は小口金融を自分たちはしないが原住民はやっていると言う(2013年9月聞き取り)。この家の近くに住む90代の台湾人(閩南族)男性の話では、ブヌン族の原住民はよくするが自分はいらない。それを「招會」(ジョウフェイ)と呼ぶが、台湾人は「會仔」(フェイア)とも言うことを聞いた。

宜蘭県蘇澳鎮南成里の70代の女性は自分が小さい頃周囲の大人が「會仔」と言ってやっていたが、今はほとんどしないと言う(2013年9月聞き取り)。毎月1回集まり千元から2千元くらい出したが、ときには5千元になることもあった。お金を必要とする会頭が出資金を集めるが、利息を一番高く出す人が受け取る。これは「積金式」で、一番少ない受け取り額を提示して定額払う「割引式」とは異なる(恩田, 2006)。同じ鎮の南建里の60代男性によれば、「會仔」は漁師仲間がかつて行っていたが、持ち逃げをする人が出て「倒會」(タオフェイ)が多くなるとする人が少なくなった(2013年9月聞き取り)。なお魚會(漁業協同組合)で魚の売買を行い、貯金をしてお金を借りることができる。

新竹県新埔鎮照門里の60代の男性(客家族)によると、標會(ピュアフェイ)を一人1万元、夫婦で参加すると2万元出して20人くらいでする⁽¹⁷⁾。受け取りは最も利息を高く出す人が受け取る「積金式」である(2013年9月聞き取り)。利息目的だが、会のとりにまとめた役の会頭が逃げて解散する「倒會」になることもあったと言う。このため一定の財産があり信頼関係にある親戚や友人、同級生を対象にしてきた。銀行でお金を借りるとき担保(土地や建物)を取られ保証人も求められるが、標會ではそれらを必要としない分気軽に小金を得やすい面がある一方、それだけ持ち逃げされるリスクも大きかった。

桃園県新屋郷大坡村の70代の女性によれば、50年くらい前はお米を出して標會をしていたが、今は現金でしている(2013年9月聞き取り)。やり方は二種類あり、1万元を出して受取人が毎月その金額に最も高い利息をつけた人が落札し、以後1万元にその利息をプラスして出していく「外標」(フェイピュア)と、1万元に対して受け取りを少なくする額が最も大きい人が落札する「内標」(ネイピュア)がある。たとえば掛金が1万元とすると、前者は会員から1万元ずつ受け取り自分は千元プラスして毎月1万1千元払い続け、後者は千元マイナスして会員から9千元ずつ受け取り以後毎月1万元ずつ

払う方式である。前者が「積金式」で後者が「割引式」である（恩田，2006）。この標會が続くことを「活會」（ホァーフエイ），終わることを「死會」（スィフエイ）と言う。お互い信頼関係がある者どうしですが，人数は10人から30人くらいで最も多いのは20人の規模である。なお人が集まるときは一般に「招會」（ジョウフエイ）と言っている。こうした投機色の濃い小口金融が見られるのはもともと中国共産主義を逃れてきた漢人の性格にも帰因するだろう。

〈島嶼地域〉

澎湖県西嶼郷小門村の60代の村長によると，一人5千元から1万元出してする標會があり，一人で複数入る人もいる（2014年3月聞き取り）。人数は20人から30人くらいですが，低い受取金額を提示した人が落札する「割引式」が多い。村長自身は昔参加していたが，今はしないと言う。村内の信頼関係が前提で，得たお金は家や船の修理などに使った。同じ郷の外垵村の50代村長の話では，月1回会頭に1万元出して40人から50人くらいで行っている（2014年3月聞き取り）。同じ郷にある竹灣村の60代の小学校元校長は月1回集まり20人から30人くらいで標會をする。もらう金額がもっとも低い人が落札する「割引式」で，1人1万元出す（2014年3月聞き取り）。これだけ銀行などの金融機関が発達しているにもかかわらず，こうした「會」をするのは手っ取り早くお金が得られ利息がいいからと言う。過去に持ち逃げする者もいたが，親戚や隣近所の信頼関係にある人とする。貧困者を救済する目的は薄く，生活に困っている高齢者には毎月7千元支給され，無料のバスのパス券ももらえるなど公助が対応しているのが実態である。

台東県緑島中寮村の60代男性の話では，標會は信頼関係にある農会（農業協同組合）の仲間や親戚で24人くらいが月1回集まり最低でも1千元出して行っている（2014年3月聞き取り）。受け取り金額が最も少ない人が掛金を定額払う「割引式」である。最初に受け取る人は最もお金を必要とする人で，不利な条件でも受け取るため結果として高い利息を払い続けることになる。メンバーで受け取りが続く「活會」は全員が受け取ると「死會」になる。特に持ち逃げが多いため会頭はメンバーを慎重に選ぶ。こうした標會の他に，さらに少ない金額を出して助け合う「互助會」もある。同村の60代の村長からはかつて自分の家内が入っていた標會で持ち逃げがあり，個人的にはよくないことを聞いた（2014年3月聞き取り）。このような小口金融には明文化した契約がないため，法律上の規則も適用できない曖昧なところがあると言う⁽¹⁸⁾。何よりも利息がよく，銀行でお金を借りるときのように担保を必要とする面倒な手続きがないことも小口金融の普及要因と言える。

澎湖県望安郷中江村の60代元中学教員の男性によれば，標會は人が集まる「招會」ともまた紙に金額を書く「寫會」（シャフエア）とも言い，漁師が舟の設備更新や修繕のために行っていた（2014年8月聞き取り）。第1期は会首が呼びかけて200元から300元の

お金を集め20人から30人くらいでしたが、第2期以降は一番少ない受け取り額を買った人が落札する「割引式」で行われた。

②原住民

〈植民地期台湾の共益慣行〉

臨時台湾旧慣調査会の『蕃族報告書』にも小口金融の記載はないが、共益志向が強い原住民の共同生活について述べておきたい。各民族の共同体である蕃社の共有地では花蓮のアミス族は狩場で火入れによる鹿や兎の狩猟をしたが、その分配は社連合や社内同級者の猟団で第一撃を加えた者に野獣の頭蓋肋骨5枚目までの肉、また二番手に前脚1本、獲物を発見した犬の持ち主に後脚2本などを与え、その他残りは猟員で平等に分配した（臨時台湾旧慣調査会編〈第2巻〉, 1918, 40-44頁）。また北部のタイヤル族の狩猟では猟手が獲物を得る権利をもつが、団員間で平等に獲物を分配し出猟しない者にも獲物を与えることがあった（森, 1917, 147頁）。このような共同生活では貨幣経済の浸透も関係するが、金銭を伴う再配分的行為は少ない。

〈現代台湾の小口金融〉

台東県海端郷利稻村の40代プユマ族の男性の話では、必要なお金は親戚から借りるので「會」については聞いたことがない（2013年9月聞き取り）。しかし同村のブヌン族の年配の女性は「招會」や「互助會」のような漢族と同じ名称の「會」のことを聞いたことはあるが、昔も今も自分も行っていないと言う。同じ原住民の60代の頭目（代表）によると、この集落では農会が農機具などの購入の補助金を出してくれるため「招會」はしない。

花蓮県玉里鎮東豊里の40代アミ族の男性によれば、標會は昔あったが持ち逃げする人が多くなりする人が少なくなった（2013年9月聞き取り）。しかし同じ鎮の樂和里の70代アミ族の頭目は日本統治時代の影響と思われる頼母子という言葉は今も使い行っている。20人くらいで集まり1万元出すと言う。一番利息を払う人が入札する「積金式」である。得たお金は生活用品に使うが、信頼できる隣近所の人や同郷の人で月1回集まる。同じ鎮にある春日里の60代のアミ族里長の話では、天主教で「互助社」（フウジュシェ）としてお金を貯めて低い利息で借りることができる（2013年9月聞き取り）。その一方で頼母子について聞いたことがある。今も年2回米が獲れるため6人くらいで一人20袋出してすることがある。同じ県の秀林郷富世村の70代タロコ族の元牧師もまた頼母子という言葉を知っていたことがあり、もともと生活に困っている人を助けるために標會をした（2014年8月聞き取り）。今も友人に誘われると1回3千元から4千元かけてするが、給料のいい公務員は1万元くらい出している。南投県魚世郷日月村のサオ族60代の女性からは標會の仕組みは知っているが、皆生活が貧しく余裕がないからしないことを聞いた（2014年8月聞き取り）。

蘭嶼島の東清村と野銀村の村長を兼ねるヤミ族50代の男性の話では、この周囲（東清村）では「會」をすることはなく必要なお金は自分で貯める（2014年3月聞き取り）。

以上のように台湾人と台湾本島の原住民は標會をしていることがわかる。

4. 小口金融の社会的意義

(1) 日本の頼母子の社会性

明治以降近代的な金融機関が発展したにも関わらず、地域社会の中で金銭モヤイが行われてきた。頼母子は既に過去のものと思われているがそうではない。金銭モヤイは今も地方で行われている。それはあまり表に表れることなく深く静かに「隠れ金融」として行われている。あるいは逆に山梨県のように表立ってどうどうと無尽の集まりが見られる。島根県では一見目立たないものの消費者金融で借りられない人、親しい友人から借りたいという人が商人仲間が集まり、また飲食店の得意客どうして頼母子を行い旅行費用などを工面している。同時にそこが社交場となり様々な情報交換の場にもなった。島根県旧弥栄村（現浜田市弥栄町）では1万円掛けや2万円掛けですが、それは回銭（利息）目的よりも親睦目的が強く何かきっかけがないと集まらないため頼母子をするという（2009年7月聞き取り）。こうした「隠れ頼母子」を含めると、地域社会ではまだこの種の金銭モヤイが多くあると推測される。

現在銀行や郵便局が多くあるにも関わらず、小口金融としてモヤイが地方で今なお行われているのはどうしてであろうか⁽¹⁹⁾。経済的な視点で利息が多くつくからという理由もあるが、銀行がほんとうにお金を必要とする人に貸さない、あるいはその手続きが面倒でさらに借りにくい条件（手形割引に際して預金を強要する歩積^{おづみ}や貸し出しのとき預金を担保とする両建^{りょうだて}の拘束性預金）があるとき、こうした現代版小口金融がまだまだ続く可能性はあるだろう。このように金銭モヤイは地域住民のセイフティ・ネット（安全網）として機能し、小口金融に参加することはそれだけ信頼されている証でもあった。金銭モヤイはお金を緊急に必要とした仲間を救済する経済的な意味だけでなく、そこには仲間内の親睦や一体感を醸成する社会的な意味があった。それは地域社会の連帯と共生のために必要であり、集団の凝集性を高めるうえでも貢献してきた。

南大東島は八丈島出身者と沖縄出身者が移住した島だが、どちらかと言うと八丈島系の人金は金銭モヤイへの参加が少ない（2010年4月聞き取り）。それでも無尽で入札が行われたが、必要度の高い親が受け取る方式もあった。孫の入学祝いなどで使われ、郵便局より利回りがいいので今も行われている。しかし「何万円もかけてする気がしない」という若い者がいる一方、沖縄の「モヤイ社会」の縮図が見られる。金銭モヤイは各人の信用度に応じて貸す金融機関と異なり、あくまでも対等な人間味あふれる相互扶助の一つとして利用されてきた。それは巨大な金融機構のように世界経済の動向に左右され

ることなく、またそうしたグローバルなシステムとは無縁な地域社会の隙間（ニッチ）で庶民のマイクロ・クレジットとして機能し続けている。単に高金利を求める利殖行動だけでなく、生活困窮者を救済する、また生活防衛としてさらに非常時に備えるため、何よりも近隣関係を維持するため今後も存続する可能性は高いと言えるだろう。

(2) 東アジアの小口金融のゆくえ

日本、韓国、中国、台湾の小口金融いずれも共通するのは庶民が地域の相互扶助として「生活の知恵」（生活知）から生み出した点であり、その仕組みも「積金式」や「割引式」でほぼ類似し、地方よりも都市部で射幸心をあおるような金銭モヤイが見られる点も共通する。本来それは地域社会でお互いの生活を支え合う「自生的な社会秩序」として制度化されたものであり、他の互助組織は為政者による強制互助組織として機能したことがあったのに対して、あくまでも共生互助組織としての性格を維持してきた（恩田、2006）。これは公助や自助とは異なる住民どうしの共助の仕組みに他ならない。全体の傾向として特定の生活困窮者を助ける救済型から会員相互で利息を得ながら生活を維持する共済型へ、さらにこの共済型から出資金が増え射幸心を刺激する多額の利息を得る利殖型に変わりつつある点も共通する傾向として指摘できる。ただその基底にはメンバー間の親睦を深める性格がある点に変わりはない。

日本では救済型あるいは共済型の頼母子は限られた地域の範囲内にとどまるが、韓国では仲間内の親睦や旅行などの目的達成のため個人で広範囲にわたり多様な契に加入する傾向が強く、中国では社会主義に加えもともと家族中心の個人志向から合会の共助の性格は弱く、台湾では標會が盛んな台湾人と素朴な支え合いを維持している原住民というように各国で小口金融の浸透度合いや表れ方が異なる。全体として射幸心をあおる利息目的の強い傾向にあるが、中国の清時代の農村では利息がつかない受け取り額が一定の仕組みもあった（Smith, 1899；清水, 1951）。それは韓国や台湾の原住民社会でもそうであった。中国ではこれが社会主義の浸透で「自生的な社会秩序」を国家が肩代わりすることで少なくなり、また資本主義的な風潮の中で利息志向の小口金融が普及する。公助が共助を浸食し自助が己の利息のみを考える私助に転化しつつある点は他の国も共通するようと思われる。こうした日本、韓国、中国、台湾の小口金融の相違点はそれぞれ集団志向のシマ社会（日本人）、集団と同時に個人志向も強い半島社会（韓国人）、家族を中心とした個人志向の大陸社会（中国人）、大陸社会の要素をもつ準シマ社会では原住民に対して台湾人の個人志向という社会特性を反映した違いでもある（恩田、2015）。

日本では数多くの金融商品が登場しているものの、沖縄では親睦目的に加え手軽に資金が集められるため多額の資金が動くモアイ（模合）もあるが、依然として地方では集団としての秩序を維持する親密な場として頼母子や無尽は続くだろう。これに対して韓

国では儒教精神の浸透から引き続き庶民レベルの冠婚葬祭に関わる契は存続するものの、富裕層が暮らす都市部では経済動向に支配されるとは言え「貴族契」のような高額の資金運用をする金融契が生まれ個人志向が強まる可能性は高いと言える⁽²⁰⁾。また中国では「社会主義市場経済」を通して社会主義による公助への依存により農村では少なくなった合会が、市場経済の発展とともに私助への過信から都市ではより利息を求める金融商品化が進むものと思われる。さらに台湾では「相互幫忙」(マダダヤウ)の精神で建物の新築や木の伐採で手助けをしてきた原住民の素朴な互助慣行が見られる一方、台湾人では利殖目的志向の標會が今後も生活に欠かせないものとして存続するだろう(恩田, 2015)。

5. 結語

以上述べたように、ヒト(労力)、モノ(物品)、カネ(金銭)を集め、メンバー間で分け合う再分配的行為は日本、韓国、中国、台湾で共通に見られる。ヒトの共同作業や必要なモノを拠出するあるいは入手して共有化する仕組みは近似し、特に小口金融では各国でやり方が異なるものの、受け取りは「積金式」と「割引式」に大別される。今後国や自治体による生活困窮者に対する援助への依存という公助や己の利益のみを考える私助の行為が多くなると共助は希薄になり、その分小口金融が利殖目的の大口金融に変わることもあるだろう。しかし「生活の知恵」(生活知)から生まれた「自生的な社会秩序」として一定の成果を住民で分かち合う再分配的行為の必要性和重要性は引き続き地域住民の意識に刻み込まれるように思われる。なお東南アジアのフィリピンやインドネシアではメンバー間では利息はつかないが、それ以外への貸し出しでは金利をつけてその分メンバーで配当する小口金融が見られる⁽²¹⁾。これは東アジアの金銭モヤイが基本的に参加者の間で利息がつくものとは異なる。今後各国の地域社会で互助慣行としての小口金融に見られる再分配的行為がどのように変容していくのか注視していきたい。

*本稿は2011(平成23)年度から2014(平成26)年度の科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)による研究成果の一部をまとめたものである(課題番号23530679, 基盤研究C, 課題研究「互助ネットワークの民俗社会学的国際比較研究」一人の研究)。

注

- (1) 大正と昭和の初めに『無盡ニ関スル調査』(大蔵大臣官房銀行課, 1915年)と『頼母子講ニ関スル調査』(農林省経済厚生部, 1935年)が行われている。前者は会社組織化した営業無尽を含め個人の無尽について資金融通や貯蓄, 隣保罹災者救済の目的やその方法など, 後者は回答を得た市町村の7割を超えて見られた頼母子講の現状や出資の対象が金銭

以外に穀物や労役、茅、藁・縄・筵^{むしろ}などで行われてきたことが報告されている。

- (2) 無尽というとその後の発展から金融機関としての性格（無尽会社、相互銀行）を強めていくため、また言葉の原義から互助行為として本稿では頼母子を主として使うことにする。仏教の教義で尽きることのない広大な徳や無限の功德をもつ仏の教えまた菩薩の教化がいつまでも尽きないことを「無尽」と言い、そこから尽きることがない財宝を納める蔵として「無尽蔵」という言葉も使われてきた。なお信者が寄進した金銭を寺院が積み立て貧民救済の機関とする一方、貸し付けて利息をとることで寺院の伽藍などの修復維持費用を捻出するようになる。この「無尽蔵」は中国では寺院に置かれた金融機関を意味し、南北朝時代から行われたとされる。唐代では長安にあった三階教の化度寺に置かれた無尽蔵院がよく知られ、後に長生庫や解庫などとも呼ばれた（笠沙，1988）。無尽は日本では鎌倉時代に質屋の言葉として使われ、無尽という言葉自体は中国から入ってきたという説もあるが、この点頼母子は日本的な言葉として定着したように思われる。それは無尽の語源である「無尽蔵」が財宝を中心としているのに対して、頼母子は最初に受け取る親がメンバーの子を頼むという点で親孝行による支え合いが含意された言葉と言えよう。なお山梨県の健康寿命日本一の理由の一つとして無尽があげられているが、既に無尽の目的が頼母子同様生活困窮者を救済する仕組みから親睦の集まりに変わり、そこで気晴らしをする機会が他県よりも多いことから健康増進につながっているとの説明もある。実質的な利息目的も含めて小口金融が一番盛んなのは沖縄県である。
- (3) 池田は時代によって字が異なるため、あえて「たのもし」とひらがなで表記している。時代順に列挙すると、憑支（建治元年）、憑子（貞和元年）、憑敷（應永30年）、頼支（文安元年）、頼子（文治12年）、頼母子（天文17年）、憑母子（弘治）がある（池田，1930，43頁）。
- (4) 小口金融の研究は経済学でも行われ、日本の無尽や頼母子に対する研究がされている（Dekle and Hamada, 1999; Najita, 2009）。くじ引き式と入札式のどちらが有利なのか、銀行に預けるのとどちらがいいのか数学モデルで検討されている（Besley, Coate and Loury, 1993:1994）。またこれをゲーム理論の立場から進化シミュレーションとして研究するものもあるが（中丸，2011）、人間行動をモデル化することですべて把握できるわけではない。人間の絆や信用にはそれらが育まれてきた集団の性格があり、そこには歴史的に蓄積された風土もある。こうした小口金融をめぐる地域の社会関係に着目した分析は少ない。
- (5) 生月島の60代の女性は過去に返済しない人がいて相当損をしたことを話してくれた（2015年9月聞き取り）。
- (6) 福沢諭吉の『福翁自伝』には、家の普請のため一口金二朱の頼母子講で掛金を出したままその後参加しないで受け取らない「掛捨て」をした胴元の回船屋に対して、福沢が母に頼まれその掛金分を返済しに行った記述がある（福沢，1899，246-247頁）。
- (7) 日本の五人組制度や清朝の保甲制度とも比較される李朝時代の5世帯一つの単位とした五家統という隣保団結の制度は肅宗の時代（1674-1720）の「五家統節目」に始まる（善生，1933，518-521頁）。これに対して「上」からの統制とは異なる契は自生的な組織である。また日本統治期に多く作られた農会や畜産同業組合などとは異なる（同上，674-691頁）。

- (8) 単独では牛を購入できない細農が集まり契金を供出して順次成牛または小牛をもつ牛契や日本同様借牛（かりこ）の制度（雇牛）なども見られた。これは共同で牛を購入するため資金を拠出するベトナムやタイの農村で見られる牛銀行の仕組みに近似する。なお日本が朝鮮半島を支配したとき無尽が導入されたが、一般の銀行が庶民にお金を貸さないときの小口金融の存在は大きかった（Lee, 2006）。この場合の庶民は主として担保物権に欠ける中小商工業者である。従って朝鮮人にとっては無尽よりも依然として契の果たす役割は大きかった。
- (9) 伊藤が調査対象地に選んだ珍島はセマウル運動がそれほど浸透していない所とされる。この「上」からの行政中心の運動には現場からの批判を許されない状況が支配的であった。中央から鉱山物資が農村にもたらされると、その勢力が末端の地域社会に浸透し、契はヨコの社会関係を前提にするためしだいに衰退し、その分上下の秩序関係が維持されていく。模範的な村落では中央とのブローカーとしての役割を果たした指導者への聞き取りはされたものの、セマウル運動の実態については詳細が必ずしも明らかにされているわけではない。こうした点を筆者は伊藤氏から直接聞いた（2012年2月聞き取り）。
- (10) 日本の受け取り方式は利息を掛け金に乗せしてより多く払う者が受け取る「積金式」と取り分を最も少なくする者が落札し定額を払い続ける「割引式」に大別される（恩田, 2006）。実際の契がどのような計算根拠で実施されているのかその仕組みを明らかにした研究もある（Campbell and Ahn, 1962）。
- (11) 珍島文化院の職員によれば、契についての記録にはお金を集めて何に使ったかが出ている。しかしセマウル運動を始めるに当たり古い資料は必要ないと判断から、特に飲食や生活に関する資料が廃棄されてしまった（2011年9月聞き取り）。
- (12) 日本の頼母子の親にあたる「契主」（ケジュ）がすべての責任を負うが、「割引式」の場合たとえば1人100万ウォンを10人で出して、より少ない取り分を提示した人が合計1000万ウォンのうち700万ウォンを受け取る。これは割引された70万ウォンを残りのメンバーが払うのではなく、定額の100万ウォンを払いその残り300万ウォンを受取人以外のメンバーが分け合うこともある。
- (13) 日本でも沖縄の鳩間島では島への転入者を公民館が審査することがある。島が家族のような地域社会では居住者がどういう人かを問題にするのは日本も韓国も同じである。なお2年任期の里長もこの大同契で決め選挙をすることはない。この島は「犯罪のない村」として知られ、全羅南道知事と光州地方検察庁検事長の標識がある。
- (14) 16世紀から20世紀にかけて徽州地域の銭会を調べた研究によれば、その多くが10人前後の参加者でおおむね10年を一つのサイクルとする長期にわたる金融共済組織であることがわかる（熊, 2003）。なお鈴木は日本の講に相当する合会について、唐時代には既に存在し合理的な集財協力の慣行として革命前の中国で華僑にそれが見られるとした（鈴木, [1957] 1977, 537-538頁）。日本に比べると期間が長く、近隣の同族親戚による支え合いが多い。
- (15) この他同様に帮会（幫会）、賒会（賒会）、認会（認会）、攤会（攤会）、标会（標会）、轮会（輪会）、揺会（揺会）、互助会、来会、請会（請会）、做会など多様な言い方がされてきた（『中国農村慣行調査』）。合会の仕組みについてはあらかじめ受け取る順番を決める輪会（順番無尽）、くじで決める揺会（抽籤無尽）、入札で決める標会（入札無尽）があ

- る（陳，2004）。この分類は先行研究である清水の分類を踏襲したものである。
- (16) 中国の簡略化した漢字の簡体字に対して台湾は旧漢字の繁体字のため，ここでは中国の「標会」と区別する意味で台湾では「標會」の表記にした。なお中華人民共和国成立以前の中国の地名も各調査報告書の記載のとおりになっている。
- (17) 中国の広東省や福建省や江西省などに住み，華僑にも多い客家族の「標會」で小口金融を代表させた。なお台湾の小口金融がいかに多いかを分析した研究もある（Besley and Levenson, 1996）。
- (18) 『臨時台湾旧慣調査会第一部調査第三回報告書』（1910年）の「台湾私法第三卷付録参考書〈上巻〉」には一口4元20人で行った「會」をめぐる支払いがされないため家具を没収した件に関する訴訟が出ている（臨時台湾旧慣調査会編，1910，264-270頁）。戦前日本の植民地時代から盛んに行われていたが，それだけ裁判になるケースも少なくなかったことがわかる。
- (19) アベグレンの『日本の経営』（1958）には，日本の大手企業の社宅で洗濯機などを購入するため無尽をしたが，その債務不履行を社員の家族が会社に訴える事例が出てくる。高度成長期にまだ都市でも金銭モヤイがあったことがわかる（Abegglen, 1958）。
- (20) この契も金融それ自体の自己目的化によって変貌していく。その一つが契員の面識がない人が集まり，投資目的と教育熱心なネットワークとして女性中心につくられた「貴族契」を生み出す。2000年代以降江南地区の多福会やハンマウム会などは社会的地位の高い階層から成る億単位のウォンを集める射幸心をあおる契が生まれた。一面識もない者の集まりとなると，それはもはや単なる金融機関に過ぎないだろう。
- (21) 2015（平成27）年度から2019（平成31）年度の科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）による研究（課題番号15K03860，基盤研究C，課題研究「日本と東南アジアの互助ネットワークの民俗社会学的国際比較研究」一人の研究）が幸い採択され，引き続き日本と比較しながら東南アジアの互助慣行の研究を進めている。

参考文献

- Abegglen, James C. 1958. *The Japanese Factory.: Aspects of Its Social Organization*. Glencoe, Illinois: The Free Press. 山岡洋一訳，2004『日本の経営』日本経済新聞社。
- 網野善彦，[1991] 2005『日本の歴史をよみなおす（全）』筑摩書房（ちくま学芸文庫）。
- Besley, Timothy, Coate, Stephen and Loury, Glenn. 1993. The Economics of Rotating Savings and Credit Associations. *The American Economic Review*, 83 (4) 792-810.
- Besley, Timothy, Coate, Stephen and Loury, Glenn. 1994. Rotating Savings and Credit Associations, Credit Markets and Efficiency. *The Review of Economic Studies*, 61 (4) 701-719.
- Besley, Timothy and Levenson, Alec R. 1996. The Role of Informal Finance in Household Capital Accumulation: Evidence from Taiwan. *The Economic Journal*, 106 (January), 39-59.
- Bouman, Fritz.J.A. 1983. Indigenous Savings and Credit Societies in the Developing World, In: Von Pischke, Adams & Donald (eds.), *Rural Financial Markets in the*

- Developing Countries*, Washington: World Bank.
- Campbell, Colin D. and Ahn, Chang S. 1962. Kyes and Mujins. Financial Intermediaries in South Korea. *Economic Development and Cultural Change*, 11 (1) 55-68.
- 陳玉雄, 2004「中国東南沿海部における『合会』の実態とその金融機能—浙江省温州市と福建省福清市の『標会』の事例比較を中心に—」『中国経営管理研究』第4号, 23-47頁。
- 中国農村慣行調査会, [1940-44] 1952-58『中国農村慣行調査』(全6巻) 岩波書店。
- Dekle, Robert. and Hamada, Koichi. 2000. On the Development of Rotating Credit Associations in Japan. *Economic Development and Cultural Change*. 49 (1) 77-90.
- 福場保洲, 1934『講の研究』東邦書院。
- 福武直, [1946] 1976「中国農村社会の構造」『福武直著作集第9巻』東京大学出版会。
- 福沢諭吉, 1899『福翁自伝』(富田正文校訂, 1978, 岩波書店〈文庫〉)。
- Geertz, Clifford 1962. 'The Rotating Credit Association: A "Middle Rung" in Development,' *Economic Development and Cultural Change*, Vol.10, No.3, pp.241-63.
- 早川孝太郎, [1954] 1977「農家と団結」『農村更生』(早川孝太郎全集第6巻, 宮本常一・宮田登編) 未来社。
- 池田龍蔵, 1930『稿本無尽の実際と学説』全国無尽集会所。
- 伊藤巫人, 1977a「契システムにみられる *ch'inhan sai* の分析—韓国全羅南道珍島における村落構造の一考察—」『民族學研究』第41巻第4号281-299頁。
- 伊藤巫人, 1977b「韓国村落社会における契」『東洋文化研究所紀要』第71号167-230頁。
- 伊藤巫人, 2013『珍島—韓国農村の民族誌』弘文堂。
- 笠沙雅章, 1988「無尽蔵」『世界大百科事典』(第27巻) 平凡社, 645頁。
- 公主嶺経済調査会, 1933「大泉眼部落調査報告」『満鉄調査月報』(南満州鉄道) 第13巻 第11号: 第12号, 13-76頁: 1-80頁。
- 李覚鍾, 1923『契に関する調査』(朝鮮民政資料)〈近現代資料刊行会企画編集, 2000『植民地社会事業関係資料集 朝鮮編25』(戦前・戦中期アジア研究資料1, 社会事業政策〔経済更正と社会教化〕—農山漁村振興運動と農村社会事業1) 近現代資料刊行会, 37-54頁)。
- Lee Myung Hwi (이명휘). 2006, 「한국 서민금융제도의 형성과 정착—無盡에서 韓国銀行으로」『경영사학』(「韓国の庶民金融制度の形成と定着—無尽から国民銀行へ」『経営史学』) 42, pp.215-241.
- 道端良秀, 1934『無尽之研究』東邦書院。
- 三浦周行, 1918「頼母子ノ起源ト其語源」『経済論叢』第7巻第5号1-11頁。
- 森丑之助, 1917『臺灣蕃族志』(第一巻) 臨時臺灣舊慣調査會。
- Najita, Tetsuo. 2009. *Ordinary Economics in Japan: A Historical Perspective, 1750-1950*. Oakland, CA: University of California Press. 五十嵐暁郎監訳, 福井昌子訳, 2015『相互扶助の経済—無尽講・報徳の民衆思想史—』みすず書房。
- 中丸麻由子, 2011「進化シミュレーションで絆と徳を探る—頼母子講を例に」『こころの未来』(京都大学こころの未来研究センター) 第7号, 16-19頁。
- 波平勇夫, 2006「福建省の民間金融—標会を中心に—」『南東文化』第28号, 123-131頁。
- 農林省経済厚生部, 1935『頼母子講ニ関スル調査』農林省経済厚生部。

- 恩田守雄, 2006『互助社会論』世界思想社。
- 恩田守雄, 2012「韓国の互助慣行—日本との民俗社会学的比較—」『社会学部論叢』第23巻第1号1-44頁。
- 恩田守雄, 2013「中国農村社会の互助慣行」『社会学部論叢』第24巻第1号25-60頁。
- Onda, Morio. 2013. Mutual help networks and social transformation in Japan. *American Journal of Economics and Sociology*, 72 (3) 531-564.
- 恩田守雄, 2014「台湾の互助慣行—日本との民俗社会学的比較—」『社会学部論叢』第25巻第1号1-26頁。
- 恩田守雄, 2015「東アジアの互助社会—日本と韓国, 中国, 台湾との互助ネットワークの比較—」『社会学部論叢』第26巻第1号61-97頁。
- 大蔵大臣官房銀行課, 1915『無盡ニ関スル調査』大蔵大臣官房銀行課。
- 臨時台湾旧慣調査会編, 1903-7『臨時台湾旧慣調査会第一部調査第一回報告書』〈第一回上巻〉(1903), 〈第一回下巻〉(1903), 第二回第1巻(1906), 第二回第二巻上巻(1907), 第二回第二巻下巻(1907), 臨時台湾旧慣調査会。
- 臨時台湾旧慣調査会編, 1918『蕃族慣習調査報告書』(第二巻, 第三巻, 第四巻) 臨時台湾旧慣調査会。
- 清水金二郎・張源祥訳, 1944『支那満州民事慣習調査報告(中)』大雅堂。
- 清水盛光, 1951『中国鄉村社会論』岩波書店。
- Smith, Arthur Henderson. 1899. *Village Life in China: A Study in Sociology*. New York, Cicago: F. H. Revell company.
- 鈴木榮太郎, [1940] 1968『日本農村社会学原理(上)』(鈴木榮太郎著作集I) 未来社。
- 鈴木榮太郎, [1943] 1973「朝鮮の農村社会集団について」『調査月報』第14巻第9, 11, 12号(『朝鮮農村社会の研究』〈鈴木榮太郎著作集V〉未来社, 39-88頁)。
- 鈴木榮太郎, [1957] 1977『都市社会学原理』(鈴木榮太郎著作集VI) 未来社。
- 鈴木榮太郎, 1958「朝鮮の契とプマシ」『民族学研究』第27巻第3号22-28頁(552-558頁)。
- 竹内利美, [1984] 1990『村落社会と協同慣行』名著出版。
- 馬庭克吉, 1949「しぎ」『山陰の民俗(第二集)』(出雲民俗の会編), 島根新聞社。
- 熊遠報(Xiong Yuan Bao), 2003「村落社会における『銭会』—清民国期の徽州地域を中心として—」『明代史研究会創立三十五周年記念論集』汲古書院, 395-418頁。
- 山口麻太郎, 1935「老岐に於ける無尽(頼母子講)の研究」(上)(下)『社会経済史学』第5巻第3号(80-107頁), 第4号(77-97頁)。
- 善生永助, 1926『朝鮮の契』(調査資料第17輯) 朝鮮総督府。
- 善生永助, 1933『朝鮮の聚落(前篇)』〈生活状態調査(其五)(調査資料第38輯) 朝鮮総督府。